

受験生チャレンジ支援貸付事業にかかる広報業務 委託仕様書<概要版>

1 件名 受験生チャレンジ支援貸付事業広報業務

2 目的

令和4年度より、受験生チャレンジ支援貸付事業（以下、「本事業」という）の貸付基準を緩和し、令和7年度より、一部貸付金の上限を見直し、対象となる層が拡大した。従来対象としていた層のみならず、新たに対象となる層に対しても事業の利用を促進するため、web 広告（リスティング広告、ディスプレイ広告、SNS 広告）等を用いて周知を行うとともに、利用の手続きや対象者の要件等が確認できる既存の専用 WEB サイトへ誘導する。

また、夏期講習が始まる7月から12月の受験シーズン＝本事業の申込み締切間近にかけて web 広告等を実施することで、非認知層のみならず、本事業へ関心を持っていても具体的な行動を起こせていない層（関心層）に対しても再周知し、窓口へ相談・申請等の行動を促す。

3 本事業の概要

学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室、家庭教師の受講料や、高校や大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行うことにより、将来の自立に向けて意欲的に取り組む子供たちが高校や大学等への進学を目指し、受験に挑戦することを支援する事業。

東京都内在住の中学3年生・高校3年生又はこれに準じる方を対象に、塾費用等の受講料や受験料の貸付を無利子で行い、高校・大学等に入学した場合、返済が免除される仕組み。入学を果たせなかった場合も、事由によって免除の申請が可能。例年、99%の利用者が免除となる。

4 広告対象者

事業の対象となる東京都在住の受験生とその保護者（特に対象を拡大した層を重点対象とする）

5 契約金額上限

60,400,000円（消費税込）

6 契約期間

令和8年6月～令和9年1月

7 委託内容

以下の（1）（2）について、契約金額を効果的な手法・費用の配分等を検討し、提案すること。相談件数および申請件数、LP から専用 WEB サイトへのセッション数については、令和7年度実績を上回る成果を期待する。なお、広告等作成の際は、本事業のイメージキャラクター「チャレニャン」を使用し、製作物の著作権は委託者に帰属することを条件とする。

（1）WEB 広告〔準備：6月、実施：7月1日～1月11日（延長なし）、報告書提出：1月末〕

下記①～⑤を行う。

①ランディングページの作成・運営

- ・専用 WEB サイトのデザイン（<https://jukenchallenge.jp/> 参照）を踏襲し、事業内容や手続きの流れ、対象者チェックツール等の項目に誘導しやすいもの
- ・パソコン、スマートフォン、タブレットすべての視聴に対応し、アクセスがしやすく、誰も

が見やすく親しみが持てるようなデザイン・レイアウトとすること

- ・ランディングページは web 広告実施期間のみの運用。期間終了後は速やかにページを非公開とすること。
- ・効果的な広告を実行できるよう、LP にてアクセス数やその他指標を計測し、随時変更・修正を提案すること。

②リスティング広告及びディスプレイ広告（Google、Yahoo!等の検索サイトへのリスティング広告、及びGDN、YDN等を活用したディスプレイ広告）の実施

- ・効果的な検索サイトや広告内容の提案（利用する広告媒体、時期頻度、効果、費用等の提示）
- ・広告内容の調整・運用

③SNS 広告（Instagram、LINE、YouTube、X 等での広告）の実施

- ・Instagram、LINE、YouTube、X は本会が所有しているアカウントを使用すること。
- ・効果的な媒体や広告内容の提案（利用する広告媒体、時期頻度、効果、費用等の提示）
- ・キャラクターを利用した画像広告、動画広告（5 秒～15 秒）の作成（複数）
※広告画像・動画の著作権は本会に帰すこととし、広告掲載期間によらず本会ホームページ等で利用するため、全ての製作物のデータは提供すること。
- ・広告内容の調整・運用

④バナー広告の実施

- ・効果的なサイトや広告内容の提案（利用する広告媒体、時期頻度、効果、費用等の提示）
- ・広告内容の調整・運用
- ・塾ナビ (<https://www.jyukunavi.jp>) / 高校受験スタディ (<https://www.studyh.jp>) のサイトへ実施可能か。実施不可の可能性がある場合は、企画書に明記すること。

⑤効果分析報告書等の作成

- ・効果分析の手法の提案（以下例示）

サイト分析	日別のセッション数、ページビュー数、ユニークユーザー数 曜日別、時間別、流入別セッション数 等
リスティング広告／ディスプレイ広告分析	表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価 キーワード別 クリック数、クリック単価 等
SNS 広告分析	表示回数、クリック数、クリック率、視聴回数、視聴率、平均 広告視聴単価 等
バナー広告分析	表示回数、クリック数、クリック率、視聴回数、視聴率、平均 広告視聴単価 等

- ・上記手法にもとづくアクセス解析レポートの作成（週 1 回程度）
- ・結果を踏まえた傾向等の考察及び運用改善のための提案（1 月末までに報告書の提出）

（2）その他効果的な広告の提案・実施

（1）以外で効果的と考える広告があれば、その具体的な方法・時期・効果・費用（契約金額内で調整）等について提案すること。（例：交通広告、図書館や無料学習支援機関等へのアプローチ）

なお、本事業は、対象者が限定されていること（都内在住であることや低所得世帯向けの支援であること）を考慮し提案すること。

8 提案いただきたい内容

上記、7の（1）（2）に関する具体的な内容・手法、デザイン、利用する広告媒体、広告時期・

頻度、効果、費用、工程・スケジュール等について企画書にまとめ提案すること。なお、金額については、費目ごとにその内訳の詳細が分かるよう見積書を作成すること。また、広告の見せ方や内容など効果を高める工夫（具体的なアイキャッチャーやキャッチコピー等）があれば、分かりやすく示すこと。（２）について、特段の提案がない場合は、（１）のみの提案で可。

9 応募書類等の提出・問い合わせ先

（１）応募書類

- ① 企画書（原則としてA4判で両面印刷とする。A3判を使用する場合は片面印刷とし、右半分を片袖折りにして綴じ込むこと。枚数指定なし。）
- ② 見積書・積算内訳書（A4で作成のこと）

（２）部数

正本1部（法人名入り）、副本6部（法人名を抜いたもの）

（３）提出・問い合わせ先

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ5階
東京都社会福祉協議会 総務部経理担当
電話：03-3268-7171 Mail: nyusatsu@tcs.w.tvac.or.jp

10 選考と契約について

- （１）評価基準に基づき1社を選定する。（書類選考）
- （２）締切日〔**6月5日（金）正午**〕までに提出された応募書類をもとに**6月15日（月）**までに選定する。選定後、契約予定業者と協議の上、詳細について決定し、契約する。
- （３）契約後、本会からの仕様変更により新たに経費が発生する場合は、極力契約金額の範囲内で調整することを第一義的に考え、それにより難しい場合は別途契約を行う。また、追加経費が発生する場合の単価は、積算内訳書に書かれた単価とすること。
- （４）本仕様書に定めのない事項は委託者と協議の上、決定・処理すること。
- （５）各応募者に対する評価結果は公表しない。
- （６）提案に要する経費はすべて応募者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。
- （７）採用した提案内容は作成過程において協議により修正する場合がある。

11 スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------|
| （１） 応募意思表示 | 5月15日（金）～5月25日（月）正午 |
| （２） 質問受付期間 | 5月15日（金）～5月26日（火）正午 |
| （３） 質問事項の回答 | 5月28日（木） |
| （４） 応募書類の提出締切 | 6月5日（金）正午必着 |
| （５） 契約予定業者への連絡 | 6月15日（月） |
| （６） 契約日（予定） | 6月中旬 |
| （７） 広告配信（予定） | 7月1日～1月11日 ※延長なし |
| （８） 報告書納品 | 令和9年1月末日まで |

12 委託料の支払い

事業終了後1回で受託者からの請求書に基づき委託料を支払う。ただし、それにより難しい場合は協議による。